

鶴岡市鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 市民の芸術に関する創造的活動の促進及び芸術文化の振興を図り、もって心豊かな地域社会を形成するため、鶴岡アートフォーラム(以下「フォーラム」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 展示場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鶴岡アートフォーラム	鶴岡市馬場町 13 番 3 号

(事業)

第 3 条 フォーラムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術作品及び芸術に関する資料(以下「芸術作品等」という。)の展示のため、施設をその利用に供すること。
- (2) 芸術作品等の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 芸術作品等の調査及び研究に関すること。
- (4) 芸術に係る学習活動、創作活動等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化の振興に関すること。

(指定管理者による管理)

第 4 条 フォーラムの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第 11 条第 1 項に規定する展示室等の使用の許可に関する業務
- (3) フォーラムの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、フォーラムの管理運営上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続等)

第 6 条 フォーラムの指定管理者の指定の手続等については、鶴岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年鶴岡市条例第 73 号)の定めるところによる。

(開館時間)

第 7 条 フォーラムの開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(休館日)

第 8 条 フォーラムの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て臨時に休館日を変更し、又は休館することができる。

(観覧料)

第 9 条 フォーラムが主催して展示する芸術作品等を観覧しようとする者は、その観覧に係る料金(以下「観覧料」という。)を市長に支払わなければならない。

- 2 観覧料の額は、別表第 1 に定める額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、2,000 円の範囲内で観覧料の額を別に定めることができる。

(入館の制限)

第 10 条 指定管理者は、フォーラムに入館する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人の迷惑となる行為をし、又はそのおそれがある物品若しくは動物を携行したとき。
- (2) フォーラムの施設若しくは附属設備若しくは備品(以下「設備等」という。)又は芸術作品等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、フォーラムの管理上必要な指示に従わないとき。

(使用の許可)

第 11 条 フォーラムのうち別表第 2 に掲げる施設(以下「展示室等」という。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に際し、展示室等の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 12 条 指定管理者は、展示室等を使用する目的及び方法が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) フォーラムの施設又は設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) フォーラムの管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第 13 条 展示室等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に係る料金(以下「使用料」という。)を市長に支払わなければならない。

- 2 使用料の額は、別表第 2 に定める額とする。
- 3 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料等の免除)

第 14 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の還付)

第 15 条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第 16 条 使用者は、許可を受けた目的以外に展示室等を使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 17 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は展示室等の管理運営上やむを得ない理由が生じたときは、使用条件を変更し、若しくは使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 虚偽の申請により使用許可を受けたとき。
 - (2) 許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 2 前項各号の規定により、使用条件を変更され、若しくは使用許可を取り消され、又は使用の停止を受けたことにより生じた損害については、市長及び指定管理者はその責めを負わない。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例(平成 16 年鶴岡市条例第 28 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為(指定管理者の指定の手続を含む。)は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1(第 9 条関係)

観覧料

区分	単位	観覧料	摘要
大人	1 人 1 回	円 200	1 団体は 20 人以上とする。 2 高校・大学生には、高専校生及び専門学校校生を含む。
高校・大学生		100	
団体 大人		160	
高校・大学生		80	

別表第 2(第 11 条、第 13 条関係)

1 展示室使用料

区分	基本使用料			
	前半 午前 9 : 30 ~ 午後 2 : 00	後半 午後 2 : 00 ~ 午後 7 : 00	全日 午前 9 : 30 ~ 午後 7 : 00	左記以外の時間(1 時間につき)
	円	円	円	円
ギャラリー1A	3,200	3,500	6,000	900
ギャラリー1B	2,600	2,900	5,000	700
ギャラリー1C	2,600	2,900	5,000	700
ギャラリー2A	4,700	5,200	9,000	1,300
ギャラリー2B	3,700	4,100	7,000	1,000

備考

- 1 使用者が営利又は宣伝を目的として使用する場合は、基本使用料に基本使用料の 10 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 前項に掲げる場合以外で、使用者が入場者から入場料又はこれに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、次の各号に定める入場料等の区分に応じ、基本使用料に当該各号に掲げる額を加算した額とする。この場合において、入場料等に段階があるときは、その最高額を基準とする。
 - (1) 入場料等が 500 円を超え 1,000 円以下のとき 基本使用料の 2 割に相当する額
 - (2) 入場料等が 1,000 円を超えるとき 基本使用料の 5 割に相当する額
- 3 使用時間の計算において、30 分未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数が生じた場合はこれを 1 時間に切り上げる。
- 4 使用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。
- 5 超過した場合の時間の使用料については、超過時間が次の使用区分の 2 分の 1 以上の場合は、その区分の使用料の全額とし、それ未満の場合は半額とする。
- 6 設備等の使用料は、市長が別に定める。

2 諸室使用料

3

区分	基本使用料				
	午前 午前 9 : 30 ~ 午後 12 : 30	午後 午後 12 : 30 ~ 午後 5 : 00	夜間 午後 5 : 00 ~ 午後 9 : 30	全日 午前 9 : 30 ~ 午後 9 : 30	左記以外の時間(1 時間につき)
	円	円	円	円	円
制作室	1,500	2,300	2,300	5,500	600
大会議室	1,300	1,900	1,900	4,600	500
会議室 1	200	300	300	700	100
会議室 2	350	500	500	1,200	150

備考 冷暖房料については、市長が別に定めることとするほか、前項の表の備考に同じ。